

公 表 第 9 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	塙 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成25年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況等

公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
72	農政部	農政課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (4) 藤田地区耕地保護地 (4)－6結果 (指摘)</p> <p>隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲を明確にすること、並びに、売却等の際の隣接所有者との紛争を避けるためにも、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	平成27年度に、関係者の立会いの下、土地の境界確定作業を行い、境界標を設置しました。
76	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (6) 高良台地区耕地保護地(農村整備課) (6)－6結果 (指摘)</p> <p>写真①の土地については、隣接地との境界を明示するための境界石標等が存在せず、どこまでが久留米市の土地かを確認できない。久留米市の管理の範囲を明確にすること、並びに、売却の際の隣接所有者との紛争を避けるためにも、土地の境界を明確にすべきである。(久留米市財産規則第13条(2))</p>	指摘	平成28年度に関係者の立会いの下、土地の境界確定作業を行い、境界標を設置しました。

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
79	農政部	農村整備課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 耕地保護地 (7) 荒木地区耕地保護地 (7)－6結果 (指摘)</p> <p>上記の写真①、②の土地は、久留米市所有の土地であるにも拘わらず、写真①の土地では駐車場として無断で使用されており、また、写真②の土地では建設資材の資材置き場として無断で使用されていた。直ちにその占有又は使用を中止及びその者を退去させ、原状回復等の公有財産の維持保全上必要な措置をとるべきである。(久留米市財産規則第13条)</p> <p>また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するためにも、定期的に公有財産の維持及び保全上不完全な点等について現況調査を適宜行うべきである。(久留米市財産規則第12条の3)</p>	指摘	<p>写真①の土地については平成27年2月にロープ柵を設置・対応しております。</p> <p>また、このような公有財産の無断使用を事前に防止するために、定期的に現地調査を実施して適正に管理していきます。</p> <p>なお、写真②の土地につきましては市が所有する資材置き場として利用しており、平成28年12月に看板を設置して管理者を明示しました。</p>
101	農政部	生産流通課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部 久留米市堆肥センター (7) 結果 (指摘)</p> <p>建物の契約書等の取得価格と公有財産台帳上の取得価格が一致していなかった。</p> <p>さらに、他の建物の取得価格が一つの建物に合算して計上されていた。(そのため、他の建物の取得価格は「0」となっている。)</p> <p>この場合、他の建物を解体した時に現存しない建物の価格が公有財産台帳上に残ることになりかねない(その逆もある。)ため、建物ごとに取得価格を公有財産台帳に記載すべきである。</p> <p>また、将来財務諸表を作成することとなった場合、期末日時点での現存する固定資産の取得価格を正確に把握する必要があるため、適正な取得価格等を公有財産台帳に記載しておくべきである。(久留米市財産規則第34条第2項(2))</p>	指摘	<p>正確な取得価格を公有財産台帳に記載しておくべき必要があることから平成27年3月に修正を行いました。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
108	農政部	みどりの里づくり推進課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>2.農政部</p> <p>久留米つばき園</p> <p>(7) 結果</p> <p>(意見)</p> <p>久留米つばき園の管理業務として、草野校区まちづくり振興会に業務委託(5,250千円/年)を行っているが、当該業務委託については、特命随意契約である。特命随意契約を締結するためには、合理的な理由が必要である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)その合理的な理由は、①つつじ・つばきの里づくり事業における市民との協働による里づくりを実践する取組みとなる。②当該団体は、久留米つばき園が在る草野校区のまちづくり振興会で、日頃のつばき園の状況が把握できる。③当該団体の会員は、つばきの育成に携わることが多く、知識経験が豊富であり、樹木の植栽環境に合った適正な業務の遂行が期待できる。というものであった。(出典:みどりの里づくり推進課決裁文書(23み第181号))</p> <p>合理性はあると思われるが、特命随意契約の場合でも、できるかぎり競争性の確保を念頭に置いて、適正な価格での執行が望まれる。現在、業務委託料の金額は、毎年度、設計、積算が行われているが、内部の積算だけではなく、過年度の業務委託料の用途の検証等も行うべきと考える。様々な角度から検討を行うことで、より適正な業務委託料での契約に努めることが望ましい。</p>	意見	<p>久留米つばき園の管理業務については、毎年度内部の積算を行い適正な金額での契約に努めております。内部積算の際には、過年度の実績を検証し、積算を行っております。</p> <p>今後も適正な業務委託料での久留米つばき園の管理に努めてまいります。</p>

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
238	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>9.協働推進部</p> <p>(5) 校区コミュニティセンターに関して (意見)</p> <p>住民の増減率と校区コミュニティセンターの増減率の相関関係を見るため、平成6年と平成24年の人口と校区コミュニティセンター延床面積の定点比較を行った。</p> <p>人口の伸び率に比べ、面積が大きい場合、修繕などで地元の負担が多くなることも考えられるのではないかと。</p>	意見	<p>校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。地域の人口が減少することで、施設の修繕費に関する地元住民一人ひとりの負担が増えることは大いに想定されます。</p> <p>よって、建替え等を実施される場合には、施設規模などについて十分な検討を行っていただくよう、随時助言を行っております。</p> <p>なお、平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、この点について、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。</p>
243	協働推進部	地域コミュニティ課	<p>第6章 公有財産の各部局単位の現状</p> <p>9.協働推進部</p> <p>(5) 未利用地 (意見)</p> <p>小地域集会所にしろ、校区コミュニティセンターにしろ、実質的に地元自治会等が管理運営しているため、もっと市は大所高所から市の財政を見据えて校区コミュニティセンターを新築すべきか、旧施設の跡地を有効活用すべきかを計画的に検討する必要があると思われる。現段階では、校区コミュニティセンターについては、地元校区から要望があつて、人口、面積その他の基準に照らして補助金を出して地域で新施設を建築している。その後、地元の要望があり、要件が整えば、市に寄付をされ、使用貸借契約を締結し、無償で貸し付けるシステムが出来上がっている。しかし、旧施設の跡地の将来の有効活用計画なしに行われているのでその点を改善される必要があると思われる。</p>	意見	<p>小地域集会所や校区コミュニティセンターは校区住民の校区まちづくり活動の拠点施設として、自ら設置されているものです。市で建築、運用を行っている施設ではありませんが、建替え等を希望される場合には、十分な検討を行っていただくよう、助言を行っています。平成28年度の校区コミュニティセンターの建替えに際しましては、施設規模等について、校区内で十分な検討をされるよう助言を行いました。</p> <p>また、建替え後の跡地の将来的な有効活用については、市の所有であれば、全庁的に協議して活用方法を検討しています。</p>